附則第二十条を次のように改める。

第二十条　削除

附則第二十一条（見出しを含む。）中「法附則第五条第一項第一号ロ」を「法附則第五条第一項」に改め、同条に次の一号を加える。

四　最近一箇月において、その地域を管轄する公共職業安定所において求職の登録をした者であつて就職したもの（公共職業安定所の紹介した職業に就いた者に限る。以下この号において「求職登録就職者」という。）のうち、その地域において就職した者の割合が百分の五十に満たない地域にあつては、当該地域以外の地域であつて、求職登録就職者の数が最も多いものが前三号のいずれにも該当すること。

附則第二十二条を次のように改める。

第二十二条　法附則第五条第一項の規定の適用がある場合における第四十八条の三第一項及び第八十五条の五第一項の規定の適用については、「並びに法第二十七条第三項」とあるのは「並びに法第二十七条第三項並びに法附則第五条第三項」と、「及び法第二十七条第三項」とあるのは「及び法第二十七条第三項並びに法附則第五条第三項」とする。

附則第二十三条の次に次の一条を加える。

（法附則第十条第一項の厚生労働省令で定める者）

第二十三条の二　法附則第十条第一項の厚生労働省令で定める者は、第十九条の二第一号に掲げる理由により離職した者とする。

（職業安定法施行規則の一部改正）

第二条　職業安定法施行規則（昭和二十二年労働省令第十二号）の一部を次のように改正する。

第十三条の次に次の一条を加える。

（法第十八条の二に関する事項）

第十三条の二　法第十八条の二の規定による特定地方公共団体又は職業紹介事業者の職業紹介事業の業務に係る情報の提供は、当該特定地方公共団体又は職業紹介事業者が、公共職業安定所に対し、求職者又は求人者に提供することを求める情報について行うものとする。

2　法第十八条の二の厚生労働省令で定めるものは、法第三十二条の九第二項（法第三十三条第四項、第三十三条の二第七項及び第三十三条の三第二項において準用する場合を含む。）の規定により職業紹介事業の全部又は一部の停止を命じられている者及び法第四十八条の三の規定により業務の運営を改善するために必要な措置を講ずべきことを命じられている者（当該必要な措置を講じていない者に限る。）とする。

第二十五条の三第二項の表第二十三条第三項の項中「第二十五条の三第三項第五号から第八号」を「第二十五条の三第三項第四号から第七号」に、「第二十五条の三第三項第七号」を「第二十五条の三第三項第六号」に改め、同表第二十三条第五項の項中「第二十五条の三第三項第七号」を「第二十五条の三第三項第六号」に改め、同表第二十三条第六項の項中「第四号」を「第三号」に改め、同条第三項第三号を削り、同項第四号ロ中「第一号から前号まで」を「前二号」に改め、同号を同項第三号とし、同項第五号から第十号までを一号ずつ繰り上げ、同条第四項中「第四号」を「第三号」に改める。

様式第一号（第二面）を次のように改める。

様式第１号（第２面）

兼業⑧の種類・内容	1.	2.	3.
	4.	5.	6.

職業紹介事業を行う事業所に関する事項

名称	⑨事業所所在地	
⑩職業紹介責任者氏名	住所	⑪担当者職・氏名・電話番号
		（　　）　－

名称	⑨事業所所在地	
⑩職業紹介責任者氏名	住所	⑪担当者職・氏名・電話番号
		（　　）　－

⑫取次機関

イ　名称（ふりがな）	
ロ　住所（ふりがな）	
ハ　事業内容	

申請者（法人にあっては役員を含む。）は、職業安定法第32条各号のいずれにも該当せず、同法第32条の14の規定により選任する職業紹介責任者は未成年者に該当せず、かつ、同法第32条第１号から第８号までのいずれにも該当しないことを誓約します。